

阿賀野川水系流域委員会上流部会の進め方

令和5年10月26日

国土交通省 北陸地方整備局
阿賀川河川事務所

1. 流域委員会及び部会の目的
2. 阿賀野川水系河川整備基本方針と河川整備計画
3. 河川整備計画の点検
4. 整備計画の変更が必要となった場合の流れ
5. 事業再評価
6. 流域委員会の進め方

(参考) 流域委員会の位置付け

(参考) 流域治水のイメージ

1. 流域委員会及び部会の目的

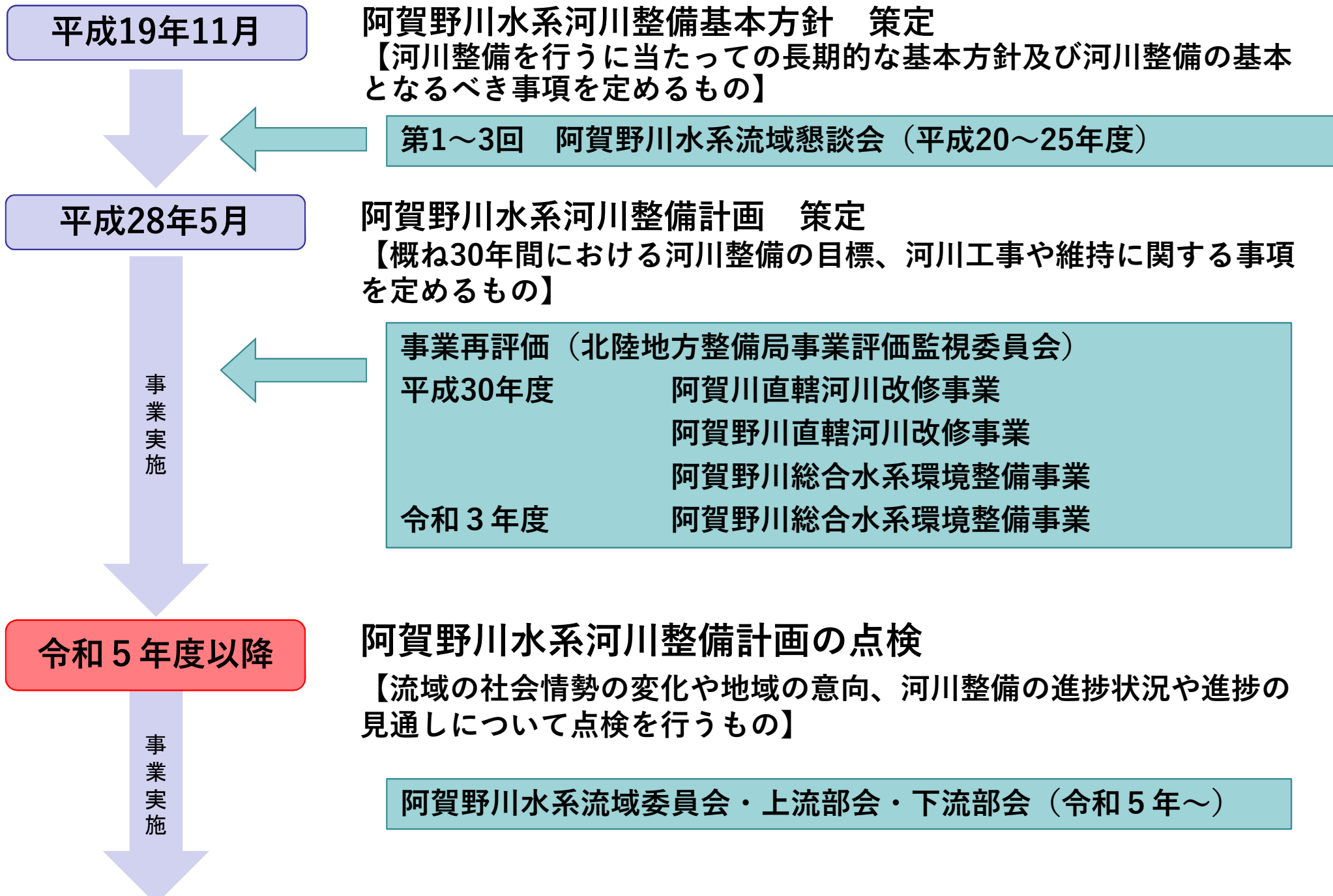
■ 阿賀野川水系流域委員会

1. 河川整備計画の変更や各種施策の進捗等に関して、意見を述べる。
2. 河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

■ 阿賀野川水系流域委員会（上流部会、下流部会）

1. 河川整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。
 - ①流域の社会情勢の変化
 - ②地域の意向
 - ③事業の進捗状況及び進捗見通し
 - ④河川整備に関する新たな視点
2. 河川整備計画の変更が必要となった場合に、河川整備計画の変更に対して意見を述べる。
3. 河川整備計画に基づく事業の計画段階評価や再評価（継続や見直し等）、事後評価について審議を行う。

2. 阿賀野川水系河川整備基本方針と河川整備計画



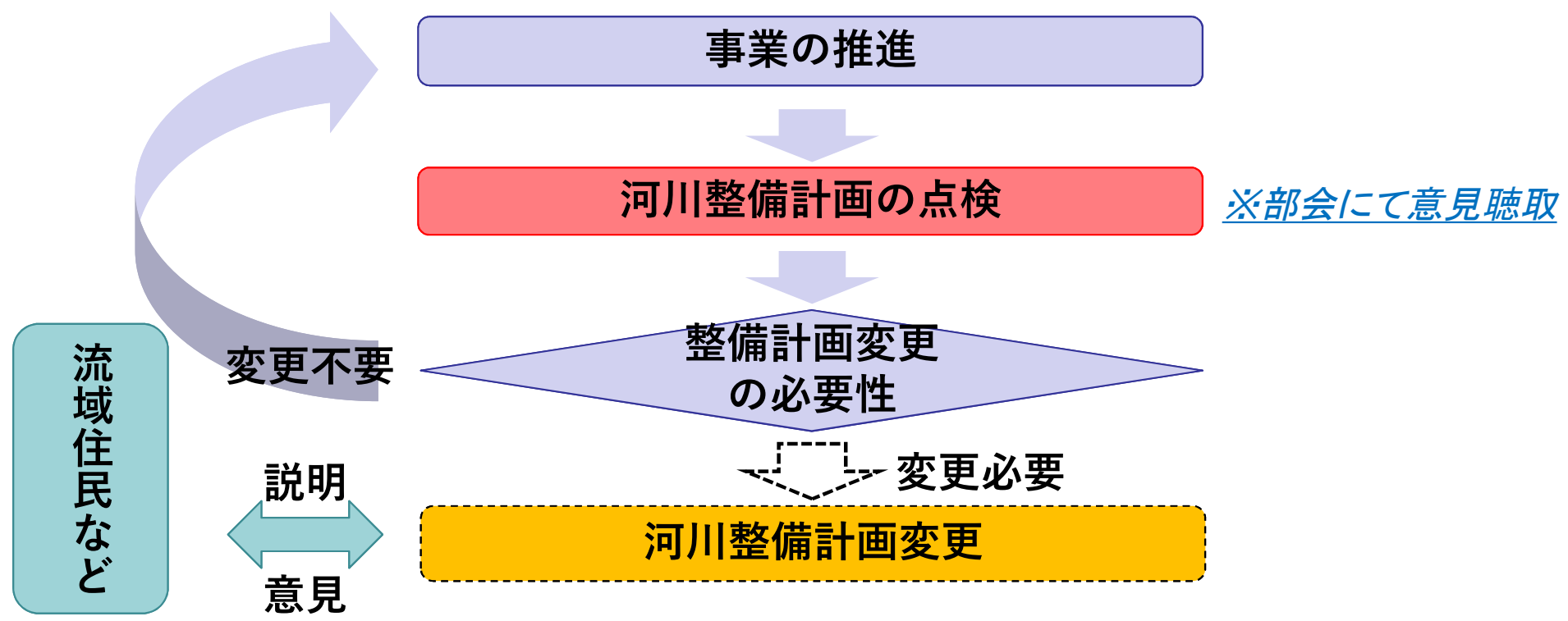
3. 河川整備計画の点検

阿賀野川水系河川整備計画 [大臣管理区間] 【平成28年11月 P.4】

第1章第4節 計画の対象期間

本整備計画は、阿賀野川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年間とします。

なお、**本計画は現時点**の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後の**これらの状況変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直し**を行います。

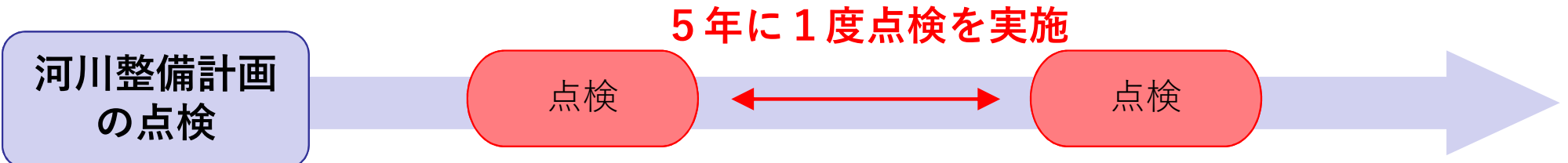


3. 河川整備計画の点検

点検の内容

策定後の、流域の社会情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況、事業の進捗の見通し、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるように点検を実施。

点検の視点	点検内容
1) 流域の社会経済情勢の変化	・土地利用、人口、資産、交通等の変化 ・近年の洪水等による災害の発生状況 ・気候変動による外力の増大 等
2) 地域の意向	・地域の要望事項 ・地域との連携 等
3) 事業の進捗状況	・事業完了箇所 ・事業中箇所の進捗率 等
4) 事業の進捗の見通し	・当面の段階的な整備の予定 等
5) 河川整備に関する新たな視点	・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえた流域治水への転換 等



4. 河川整備計画の変更が必要となった場合の流れ

阿賀野川水系河川整備計画 (H28.5.26)

← 河川整備計画の点検結果: 変更の必要性あり

阿賀野川水系河川整備計画 変更原案 公表

学識経験者等からの意見聴取

住民からの意見聴取
(ウェブサイト、閲覧等)

流域委員会 (部会含む) にて意見を聴取

- ・流域委員会 : 全体の意見聴取
- ・上流部会 : 上流部の意見聴取
- ・下流部会 : 下流部の意見聴取

阿賀野川水系河川整備計画 変更案 公表

関係知事意見聴取

関係機関協議

阿賀野川水系河川整備計画 変更

5. 事業の再評価

事業の再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

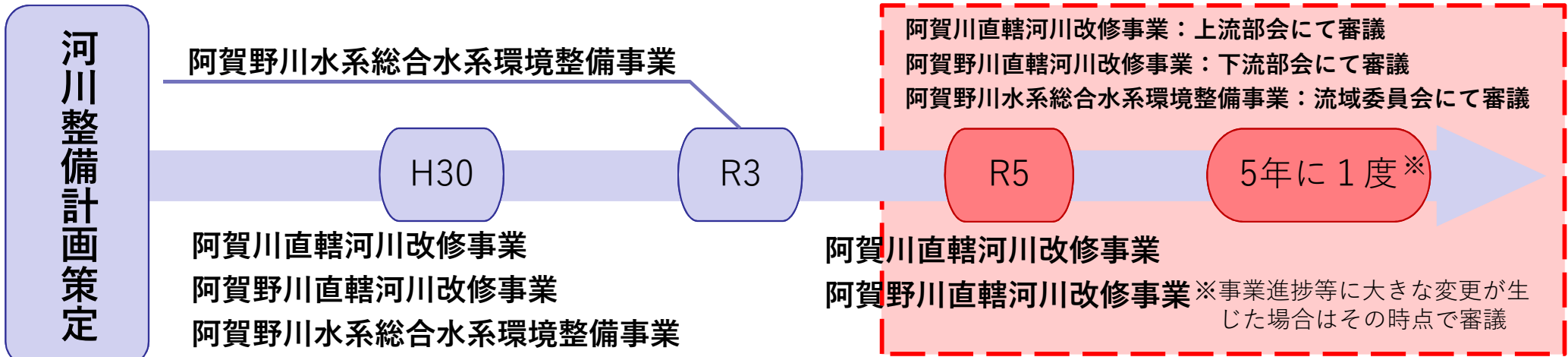
2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

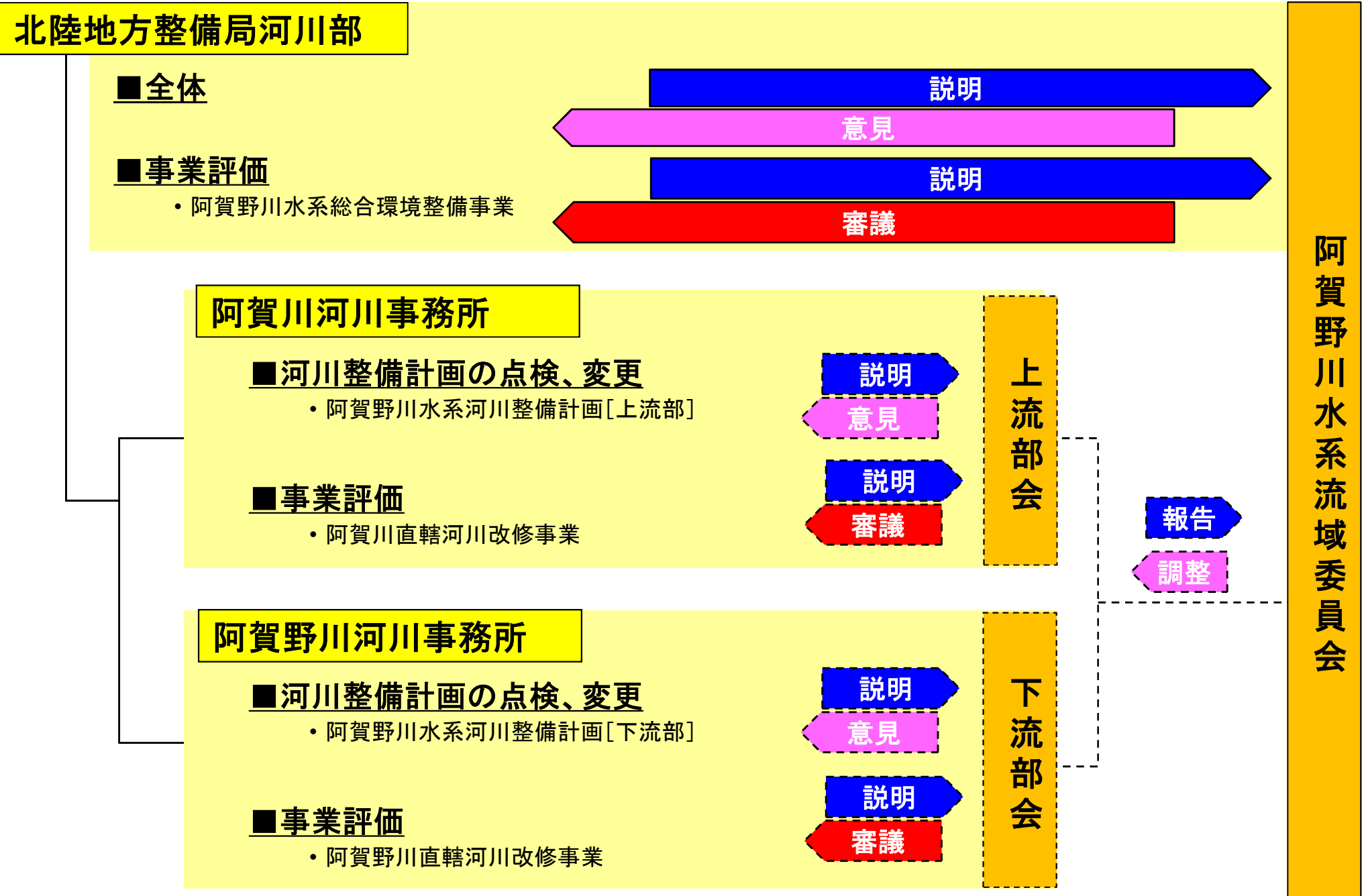
3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋



5. 流域委員会の進め方



(参考)流域委員会の位置付け

流域委員会

- ・河川に関して学識経験を有する者が河川整備計画の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べる。
- ・河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

大規模氾濫減災協議会

- ・想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う。

流域治水協議会

- ・近年の激甚な水災害、気候変動の影響および社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

河川整備計画

(河川法第16条の2)

河川整備基本方針に基づき河川管理者が定めるもの

<手続き>

- 関係地方公共団体の長の意見を聴く
- **学識経験者や関係住民の意見を聴く**
- 策定後、公表する

<内容>

- 20～30年後の河川整備の目標を明確にする
- 個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

環境整備事業、自然再生計画 (個別の検討会)

避難・水防対策

(水防法第15条の9第1項)

地域の取り組み方針として避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実などを作成

<構成員>

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

流域治水の検討

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方

- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
 - ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める

流域治水プロジェクト R3～

